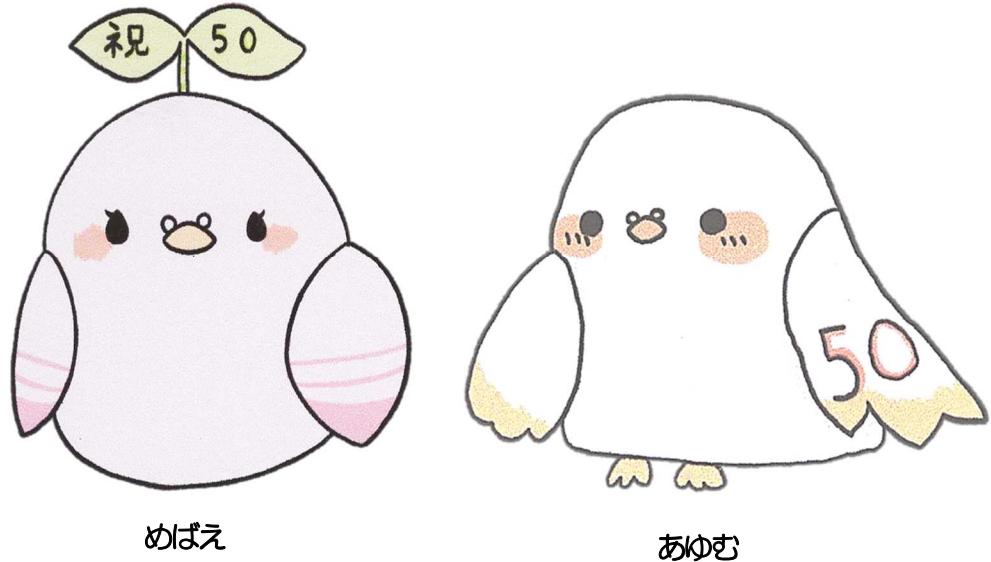


香川の特別支援教育要覧

令和6年度



善通寺支援学校
創立50周年記念イメージキャラクター

香川県教育委員会事務局
特別支援教育課

目 次

1	令和6年度 香川の特別支援教育	
(1)	概要	1
(2)	特別支援教育課の主要施策	2
2	通級による指導の概要	
(1)	通級による指導児童生徒数・通級指導教室設置校数	10
(2)	通級による指導の実施校一覧	10
(3)	通級指導教室設置校数及び児童生徒数の推移	13
3	特別支援学級の概要	
(1)	特別支援学級児童生徒数等	14
(2)	特別支援学級一覧	14
(3)	特別支援学級数及び児童生徒数の推移	18
(4)	小学校特別支援学級卒業者の進路状況	19
(5)	中学校特別支援学級卒業者の進路状況	19
4	特別支援学校の概要	
(1)	学校一覧	20
(2)	学年別学級数・幼児児童生徒数等	21
(3)	学級数及び幼児児童生徒数の推移	22
(4)	郡市別幼児児童生徒数	23
(5)	通学の状況	23
(6)	寄宿舎の状況	24
(7)	訪問教育対象児童生徒数	24
(8)	中学部卒業者の進路状況	25
(9)	高等部卒業者の進路状況	26
(10)	学校施設一覧	26
5	就学手続の解説	
(1)	就学義務に関する事務手続	27
(2)	小・中学校から特別支援学校（小・中学部）への転学手続	28
(3)	特別支援学校（小・中学部）から小・中学校への転学手続	28
(4)	区域外就学の手続	29
(5)	中学校から県内特別支援学校の高等部に進学する場合	29
(6)	資料	30

6 関係資料

(1) 研究指定校等一覧	31
(2) 令和5年度 教員研修受講状況	32
(3) 特別支援学校における特別支援学校教諭等免許状保有率	33
(4) 免許法認定講習・認定通信教育（特別支援学校教諭）における開設科目等	33
(5) 香川における福祉、医療、労働等の主な関係機関	34

1 令和6年度 香川の特別支援教育

(1) 概要

特別支援教育は、障害のある児童生徒（以下、「児童生徒等」という。）の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、インクルーシブ教育システムの理念のもと、児童生徒等一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導や必要な支援を行うものです。

また、特別支援教育は、特別な支援を必要とする児童生徒等が在籍するすべての学校、すべての学級において、すべての教職員により、取り組まれるものであります。特別支援学校や小・中学校の特別支援学級の教員はもとより、障害のある児童生徒等を担任するしないにかかわらず、すべての学校関係者が、特別支援教育の基本的な考え方と理念を理解し、実践する必要があります。

さらに、特別支援教育は、学校内にとどまらず、それぞれの学校が、福祉、医療、保健、労働等の関係機関と連携しながら、児童生徒等の成長に沿って、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して実施していくものとされています。

本県では、このような特別支援教育の理念に基づき様々な施策を実施しています。

小・中学校、高等学校、幼稚園等では、障害のある児童生徒等について、学校全体として特別支援教育の取り組みがなされるよう促進します。各学校においては、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会が設置され、実態把握や合理的配慮について校内支援体制が整備されてきており、今後はその機能の一層の充実を図ります。

また、小・中学校の特別支援学級や通級指導教室、高等学校における通級指導教室においても、障害のある児童生徒に対する一層効果的な指導や支援に努めるとともに、関係機関との連携や学校種間の連携を積極的に進めます。

特別支援学校では、障害の重度・重複化や多様化に適切に対応し、児童生徒等一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行います。その際、一人ひとりの自立と社会参加を目指し、キャリア教育を充実させるとともに就労支援の取り組みを積極的に進めます。そして、各学校の特色を生かしつつ、地域における特別支援教育のセンターとして、専門的な立場から、早期からの教育相談の充実を図るなど、小・中学校をはじめ高等学校、幼稚園等に対する支援の充実に努めます。

(2) 特別支援教育課の主要施策

① 特別支援教育指導事業

ア 免許法認定講習開設事業

特別支援学校及び小・中・高等学校等の教員等を対象に、特別支援学校教諭一種・二種免許状取得に必要な単位取得や専門性の向上のため、教育職員免許法等に定める免許法認定講習を開設します。（4講座）

イ 特別支援教育総合推進事業

a 総合的な支援体制の整備

目的：幼稚園から高等学校までの特別支援教育の推進

主な内容：

- ・ 校内委員会の設置
- ・ 児童生徒等の実態把握
- ・ 特別支援教育コーディネーターの指名
- ・ 「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成と活用
- ・ 巡回相談（特別支援学校対象）※1の実施（4ページ参照）
- ・ 専門家チームの設置と運用
- ・ サポートファイル「かけはし」の活用の促進

b 協議会

○ 「就学に関する教育相談・支援体制構築に関する協議会」

（オンデマンド配信：夏季休業中）

目的：就学指導に関する理解啓発

対象：公私立幼・保・認定こども園・小・中・特別支援学校・関係機関職員等

○ 「市町教育委員会就学担当者研究協議会」（年2回）

目的：就学に関する課題等について協議を行い、インクルーシブ教育システムの理念の構築を図る

対象：市町（学校組合）教育委員会就学担当者、教育事務所担当者

○ 「医療的ケア連絡協議会」（年1回）

目的：医師による講義や協議、情報交換による医療的ケア体制の充実

対象：県立特別支援学校の医療的ケア看護職員、関係職員

c 特別支援学校におけるセンター的機能の充実

主な内容：

- ・ 連携訪問※2の実施（4ページ参照）
- ・ 教育相談の実施
- ・ 教員の資質向上及び授業力向上のための研修会・勉強会の開催
- ・ 特別支援教育に関する理解啓発、情報提供

d 通級による指導に関する事業

- 「通級指導教室（弱視）設置のための実証研究事業」

目的：弱視者対象の通級指導教室の指導効果、課題等についての実証研究
対象：県立視覚支援学校、三豊市立桑山小学校

ウ 巡回専門指導員派遣事業

a 巡回相談の実施（小・中学校、高等学校対象）※3（4ページ参照）

目的：通常の学級に在籍する発達障害を含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒への巡回専門指導員による指導助言

対象：小・中学校、高等学校職員

b 通級による指導の充実

- 「新設通級指導教室スタートアップ支援」（4～5月）

目的：対象児童生徒への指導が円滑にスタートできるよう指導内容や学習環境等についての指導助言

対象：市町教育委員会から依頼のあった令和6年度新たに設置された通級指導教室

- 「高等学校における通級による指導相談支援」

目的：自立活動の視点を取り入れた授業づくりや個別の指導計画の作成、活用の在り方等についての指導助言

対象：通級指導教室を設置している県立高等学校

- 「通級による指導担当教員協議会」

目的：課題や指導方法等の協議による通級指導教室の充実

対象：通級指導教室担当教員

- 「通級による指導新任担当教員研修会」

目的：通常の学級担任との連携の在り方や自立活動の指導目標設定等についての指導助言

対象：通級指導教室担当教員

c 協議会

- 「特別支援教育地域連携推進委員会（広域特別支援連携協議会）」（年2回）

目的：各地域の連携協力体制の情報交換と共通理解の推進

推進委員：各市町教育委員会、各教育事務所、高校教育課、子ども家庭課、障害福祉課、各県内特別支援学校の関係者

- 「地域特別支援連携協議会」（県内6地域：年1回）

目的：児童生徒等に対する特別支援教育を総合的に推進するため、地域ごとのネットワークの強化

参加者：教育、医療、保健、福祉、労働部局・機関等の関係者

各地域：①小豆地域 ②東讃地域 ③高松地域 ④中讃地域

⑤仲善地域 ⑥西讃地域

- 「特別支援教育コーディネーター協議会」（6 地域年 1 回）
 目的：具体的な指導方法等についての研修、協議等による専門性の向上
 対象：幼稚園・認定こども園・小・中・高等学校、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター

エ 全ての学校・全ての学級における特別支援教育体制構築事業

(文部科学省委託：管理職をはじめとする教員の理解啓発・専門性向上のための体制構築事業)

- 「特別支援教育エリアサポート事業」（県下 8 中学校区）
 特別支援教育の推進役となる特別支援教育コーディネーターのリーダー役となる「校区リーダー」を中心とした校内支援体制の充実や学校間連携の推進により、地域連携による特別支援教育力の向上を図ります。「校区リーダー育成プログラム」として、特別支援教育に関わる教職経験のある教員 O B を派遣し、指導助言を行います。

- 「特別支援教育エリアサポート管理職育成特区プログラム実施事業」

(県下 1 中学校区)

「管理職育成特区」として 1 中学校区を指定し、管理職経験のある特別支援教育の専門性の高い指導者を派遣します。「校区リーダー育成プログラム」と「管理職 O J T プログラム」を実施し、教員育成指標である特別支援教育マスター指標と連動した「かがわ特別支援教育研修パッケージ」の活用により、管理職のリーダーシップによる全ての学校・全ての学級における特別支援教育力のレベルアップを目指します。

オ 特別支援学校生徒の就労支援事業（チャレンジ雇用）

特別支援学校の卒業生（既卒者を含む）のうち、将来的に一般企業等への就職を目指す者を香川県教育委員会の職員として雇用します。特別支援学校へ配置し、業務経験の積み重ねによるスキルアップの機会を提供することで、一般企業等への就労を支援します。

※ 1、3 の合計 巡回相談の推移

年度	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
校数（校）	77	60	69	27	29
回数（回）	77	60	69	27	29

（高松市を除く）（R 4 から小・中・高・特）

※ 2 連携訪問の推移

年度	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
校数（校）	112	117	132	135	145
回数（回）	139	134	158	161	169

（校数は、高松市を含む。回数は、高松市立の学校等の 2 回目の実施を除く。）

② 特別支援教育振興事業

ア 就学指導事業
障害のある児童生徒等に対して適切な教育支援を行うため、「香川県教育支援委員会」を開催します。
イ 啓発資料作成事業
本県の特別支援教育に係る統計等の資料を取りまとめるなどにより、「香川の特別支援教育要覧」を作成し、関係機関等に配布します。

③ スクールカウンセラー派遣事業

児童生徒等や保護者の抱える悩みに対応するため、専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを、全県立特別支援学校に、月1回～2回派遣します。

④ スクールロイヤー相談事業

いじめや児童生徒間におけるトラブル等、初期対応が肝心な学校トラブルについて迅速かつ的確な対応を可能とする法務相談体制の充実を図ります。

⑤ 医療的ケア体制整備事業（文部科学省補助：切れ目ない支援体制充実事業）

たんの吸引などの医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する県立特別支援学校に、医療的ケア看護職員として看護師を配置し、安心・安全な教育を受けることができるよう努めます。

(単位:人)

学校名	高松	善通寺	視覚	香川東部	香川中部	香川西部	合計
医療的ケア看護職員数 (巡回医療的ケア看護職員数)	7 ※1	4. 5	1	1. 5	0 ※2	1. 5	15. 5

※1 うち1名は「巡回医療的ケア看護職員」とし、香川東部支援学校、視覚支援学校、香川中部支援学校を巡回し勤務する。

※2 香川中部支援学校は、巡回医療的ケア看護職員による対応

○ 「県立特別支援学校医療的ケア運営協議会」

県立特別支援学校において実施される医療的ケアの基本方針や医療的ケア看護職員、関係職員の専門性の維持・向上に関する事等を協議し、県立特別支援学校における医療的ケアの実施体制の充実を図ります。

○ 「県立特別支援学校医療的ケア指導医の委嘱」

専門性の高い医師を指導医として任用し、特別支援学校において実施される医療的ケアの基本方針や医療的ケア看護職員や関係職員の専門性の維持・向上に関する事等について指導助言を得ることで、県立特別支援学校における医療的ケアの実施体制の充実を図ります。

⑥ I C T 活用に関する事業

○ 「主体的な学びを支援する I C T 活用事業」

児童生徒が I C T を活用した主体的な学びを実現するために、各県立特別支援学校にタブレット端末の計画的な配備やそれぞれの実態に応じた入出力装置の整備を行います。

○ 「ＩＣＴ支援員活用事業」

情報通信技術支援員（ＩＣＴ支援員）を配置することで、教職員の負担の軽減を図り、教員が授業準備や生徒とのかかわりの時間を確保するとともに、ＩＣＴ活用教育を充実、活性化させ、質の高い授業や個に応じた学習指導の実現を図ります。

⑦ 特別支援学校施設整備事業

ア 老朽改築事業
○ 聴覚支援学校 北館屋上防水・外壁改修工事 北館受変電設備改修実施設計、工事
○ 香川中部支援学校 … 体育館屋上防水・外壁改修工事
○ 善通寺支援学校 正門門扉改修工事
○ 香川西部支援学校 … 校舎西面囲障改修工事
イ 大規模改修事業、大規模改造事業
○ 視覚支援学校 第2棟、第3棟空調設備改修実施設計
○ 聴覚支援学校 聰能室空調設備改修工事
○ 香川東部支援学校 … プール改修工事、作業棟南側囲障改修実施設計、工事
○ 香川西部支援学校 … 校舎棟空調設備改修実施設計
ウ スクールバス整備事業
○ 香川丸亀支援学校 … スクールバス更新
エ 教室不足解消事業
○ 香川丸亀支援学校 … 北教室棟改築実施設計、自転車置場設置等事前工事
○ 香川中部支援学校 … 給食棟改築基本設計

⑧ その他

ア 就学前定期的相談・指導事業

障害のある幼児やその保護者に対し、視覚支援学校・聴覚支援学校及び知的障害を対象とする県立特別支援学校4校の計6校において、年間5～10回程度の継続した相談・指導を定期的に行います。

イ 進路開拓推進事業

高等部における生徒の自立と社会参加を推進するため、企業向けリーフレット「生かしたい、働く力。」（県教育委員会作成）や各県立特別支援学校を紹介するリーフレット（各学校作成）の活用により企業等への理解啓発に努め、進路開拓を進めます。

また、県教育委員会での生徒の現場実習を行います。

ウ 特別支援教育に関する支援事業

県立特別支援学校において、教育課程や学習指導などの学校運営全般についての実態を把握するとともに、その改善・充実と校内現職教育の推進を図るため、指導主事等が計画的に各学校を訪問し指導します。

エ 教職員の専門性等向上事業

大学等への内地留学や派遣、研修会の開催などにより、教職員の指導力や資質、職務に必要な専門性の向上を図ります。

A 内地留学

県立特別支援学校や小・中学校の教員を、次の教育機関に内地留学させます。

- ☆ 香川大学大学院教育学研究科 高度教職実践専攻
特別支援力開発コース（1年）
- ☆ 香川大学大学院教育学研究科 特別支援教室「すばる」（1年）
- ☆ 国立特別支援教育総合研究所（2か月）

B 国立特別支援教育総合研究所主催の各種協議会への派遣

県立特別支援学校や小・中・高等学校の指導的立場にある教員等を派遣します。

C 文部科学省が主催する研修講座への派遣

県立特別支援学校の教員等を次の研修講座に派遣します。

- ☆ 聴覚障害教育担当教員講習会
- ☆ 自立教科等担当教員講習会

D 特別支援学校教頭研修会（年2回）

特別支援学校の教頭を対象に、教頭としての職務遂行に必要な学校運営に関する諸課題等について研修します。

E 特別支援学校新任部主事連絡協議会（年1回）

特別支援学校の新任部主事を対象に、部主事としての職務遂行に必要な各部の運営に関する諸課題等について研修します。

F 特別支援学校寄宿舎指導員連絡協議会（年1回）

県立特別支援学校の寄宿舎指導員及び寮務主任を対象に、寄宿舎における指導内容・方法等について協議します。

オ 就学奨励費の支給事業

県立特別支援学校に就学する児童生徒等の保護者等の経済的負担を軽減するため、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）等に基づき、保護者の負担能力の程度に応じ、交通費、給食費、修学旅行経費、学用品費、寄宿舎費等の全部又は一部について、特別支援教育就学奨励費を支給します。

* 県立特別支援学校児童生徒以外の就学奨励費申請についての問い合わせ窓口

- ・香川大学教育学部附属特別支援学校の児童生徒 → 附属特別支援学校
- ・小・中学校の学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒又は特別支援学級に在籍する児童生徒 → 市町教育委員会

力 納食業務委託事業

特別支援学校 9 校において給食業務を外部委託し、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）の目的に沿った適切な給食の提供に努めます。

キ 冊子等の作成・配布事業

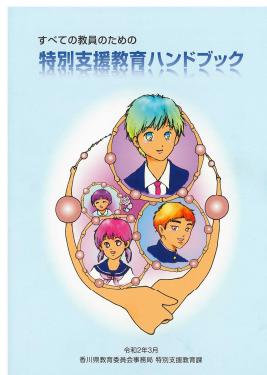
冊子等を作成・配布し、各学校等での特別支援教育の理解と推進を図ります。
i・j・o 以外は、特別支援教育課のホームページからダウンロードできます。

【特別支援教育課ホームページ】

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/tokubetsusien/>



- a チーム学校特別支援教育力UPマニュアル (令和 6 年 3 月)
- b 特別支援教育マスター指標連動型研修プログラム
「かがわ特別支援教育研修パッケージ」リーフレット (令和 6 年 3 月)
- c すべての教員のための特別支援教育ハンドブック (令和 2 年 3 月改訂)
- d 高等学校における「通級による指導」についてのQ&A (令和 2 年 3 月)
- e 子育ての困りごとありませんか～香川県の相談窓口～ (令和 2 年 3 月)
- f 香川県の高等学校における通級による指導 保護者向けガイド (令和元年 3 月)
- g 「個別の指導計画」作成と活用の手引き (平成 29 年 3 月)
- h 「香川県の通級による指導」教員用ガイド
保護者向けガイド (平成 30 年 3 月)
- i 特別支援教育の視点を取り入れた授業づくり 事例集 I (平成 27 年 3 月)
- j 特別支援教育の視点を取り入れた授業づくり 事例集 II (平成 28 年 3 月)
- k I C T 教材等データベース (平成 27 年 3 月スタート 隨時更新)
- l サポートファイル「かけはし」(平成 22 年 3 月)
- m サポートファイル「かけはし」教員・保護者向けリーフレット (平成 26 年 3 月)
- n 特別支援教育支援員を効果的に活用するために (平成 25 年 3 月)
- o 特別支援教育コーディネーターのためのネットワークブック
 (平成 23 年 3 月※年度更新)
- p 支援の必要な子どもたちを地域の力で支える
 - 発達障害のある子どもとその家族への支援 - (平成 24 年 3 月)
- q 教員のための特別支援教育ガイドブック (平成 21 年 3 月)



自立と社会参加に向けた特別支援教育の充実

就学相談・就学先決定の在り方

- ◇ 就学前定期的相談・指導事業（視覚支援・聴覚支援・香川東部・香川中部・香川丸亀・香川西部）
- ◇ 就学に関わる教育相談・支援体制構築に関する協議会（各校・園就学指導担当者、オフィスマンド配信）

合理的配慮及び基礎的環境整備

- ◇ 特別支援教育に関するデータベース、公開資料の充実 → 特別支援教育課 HP
- ◆ 医療的ケアのための医療的ケア看護職員（学校看護師）配置
- ◇ 医療的ケア運営協議会の設置と医療的ケア指導医からの指導助言による医療的ケアの充実
- ◆ ◇ 特別支援学校施設整備事業

多様な学びの場の整備と学校間・関係機関との連携等の推進

- ◇ 障害により教育上特別の支援を必要とする児童生徒に対する総合的な支援体制の整備
 - ・「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成と活用
 - ・サポートファイル「かけはし」の活用促進
- ◇ 巡回専門指導員派遣事業
 - ・特別支援教育に関する相談を希望する学校への巡回専門指導員の派遣
 - ・新設通級指導教室スタートアップ支援
 - ・高等学校における通級による指導相談支援
- ◇ 特別支援学校におけるセンター的機能の充実
 - ・連携訪問
 - ・教育相談
 - ・教員の資質向上及び授業力の向上のための研修会・協議会
 - ・特別支援教育に関する理解啓発、情報提供 ※教育相談等でのオンライン活用の推進
- ◎ 全ての学校・全ての学級における特別支援教育体制構築事業
 - (文部科学省委託：管理職のリーダーシップによる全ての学校・全ての学級における特別支援教育体制構築事業)
 - ・校区リーダー育成プログラム（8中学校区）
 - ・特別支援教育の経験のない管理職のOJTプログラム（1校区）
 - ・「特別支援教育マスター指標」と連動した「かがわ特別支援教育研修パッケージ」の公開
- ◇ 特別支援教育地域連携推進委員会、地域特別支援連携協議会（6地域）の設置・開催
- ◇ 特別支援学校生徒の就労支援事業（チャレンジ雇用） ◆ スクールカウンセラー派遣事業
- ◇ スクールロイヤー相談事業

教職員の専門性向上

- ◇ 特別支援教育マスター指標（基礎期～管理職）の策定
- ◇ 特別支援教育に関する研修、協議会
 - ・特別支援教育コーディネーター協議会
 - ・性に関する指導研修会
 - ・医療的ケアに関する連絡協議会
 - ・香川県教育委員会免許法認定講習（特別支援学校教諭）
 - ・通級による指導担当教員協議会
 - ・寄宿舎指導員連絡協議会
 - ・特別支援学校間の相互授業公開、校内研修の相互活用
- ◇ 特別支援教育に関する内地留学
 - （香川大学大学院教育学研究科・香川大学教育学部特別支援教室すばる・国立特別支援教育総合研究所）
- ◇ 特別支援学校の専門性向上、センター的機能強化のための「専門家チーム」派遣

2 通級による指導の概要

(1) 通級による指導児童生徒数・通級指導教室設置校数

①対象児童生徒数

(R6.5.1) (単位：人)

校種	主たる障害の状態	言語	言語障害・難聴	学習障害等	合計
小学校		19	3	476	498
中学校		0	0	121	121
高等学校		0	0	4	4
合計		19	3	601	623

②通級指導教室設置校数

(R6.5.1) (単位：校)

校種	設置校
小学校	36
中学校	10
高等学校	2
県立特別支援学校	1
合計	49

(2) 通級による指導の実施校一覧

□・・・通級指導教室設置校

自校通級・・・児童生徒が在籍する学校に設置されている通級指導教室で指導を受ける形態

他校通級・・・児童生徒が他の学校に設置されている通級指導教室に通って指導を受ける形態

巡回指導・・・通級指導教室を設置している学校の担当教員が、児童生徒が在籍している学校に巡回して指導を行う形態

〈小学校〉

(R6.5.1) (単位：人)

市町名	学校名	主たる障害の状態			実施形態			実施校合計
		言語障害	言語障害・難聴	学習障害等	自校通級	他校通級	巡回指導	
高松市	新 番 丁 小			1		(高松第一小) 1		1
	栗 林 小			2		(高松第一小) 2	2	
	国 分 寺 北 部 小			2		(香西小) 2	2	
	国 分 寺 南 部 小			2		(香西小) 2	2	
	高 松 第 一 小			11	11			11
	高 松 中 央 小			1		(一宮小) 1	1	
	古 高 松 小			1		(屋島西小) 1	1	
	前 田 小	1	2		(聴覚支援) 1	(川島小) 2	3	
	川 添 小		3			(川島小) 3	3	
	三 溪 小		2			(多肥小) 2	2	
	林 小		3		(川島小) 1	(多肥小) 2	3	
	香 西 小		10	10				10
	一 宮 小		7	7				7
	多 肥 小		3	3				3
	円 座 小		2			(一宮小) 2	2	
	檀 紙 小		2			(一宮小) 2	2	
	弦 打 小		2			(香西小) 2	2	
	鬼 無 小		4			(香西小) 4	4	
	下 笠 居 小		1		(香西小) 1			1
	川 島 小		4	4				4
	牟 礼 小		1			(屋島西小) 1	1	
	古 高 松 南 小		5			(屋島西小) 5	5	
	屋 島 東 小		1			(屋島西小) 1	1	
	屋 島 西 小		8	8				8
	浅 野 小		2			(一宮小) 2	2	
	川 東 小		2			(川島小) 2	2	

市町名	学校名	主たる障害の状態			実施形態			実施校合計
		言語障害	言語障害・難聴	学習障害等	自校通級	他校通級	巡回指導	
さぬき市	津田小			1			(さぬき南小)	1 1
	さぬき南小			10	10			10
	志度小			10	10			10
	さぬき北小			2			(志度小)	2 2
	寒川小			2			(さぬき南小)	2 2
	長尾小			10	10			10
	造田小			3			(長尾小)	3 3
東かがわ市	大内小			8	8			8
三木町	平井小			5			(氷上小)	5 5
	田中小			3			(氷上小)	3 3
	氷上小			15	15			15
	白山小			1			(氷上小)	1 1
直島町	直島小			5	5			5
土庄町	土庄小			13	13			13
小豆島町	池田小			13	13			13
	星城小			1			(苗羽小)	1 1
	安田小			4			(苗羽小)	4 4
	苗羽小			3	3			3
坂出市	坂出小			7	7			7
	坂出東部小			17	17			17
	林田小			7			(坂出小)	7 7
	加茂小			4			(坂出小)	4 4
	川津小			4			(坂出東部小)	4 4
丸亀市	城乾小			1		(城坤小)	1	1
	城坤小			5	5			5
	城北小	1			1			1
	城西小	1				(城北小)	1	1
	城東小			2			(城坤小)	2 2
	郡家小		1	3			(聴覚支援) (飯山北小)	1 3 4
	栗熊小			1		(飯山北小)	1	1
	飯山北小			9	9			9
綾川町	昭和小			13	13			13
	陶小			8			(滝宮小)	8 8
	滝宮小			9	9			9
宇多津町	宇多津小			19	19			19
	宇多津北小			2			(宇多津小)	2 2
	四条小			5	5			5
まんのう町	高篠小			2	2			2
	満濃南小			1			(高篠小)	1 1
	仲南小			11			(四条小)	11 11
	琴平小			3	3			3
琴平町	榎井小			1			(琴平小)	1 1
	象郷小			3			(琴平小)	3 3
	四箇小			10			(多度津小)	10 10
多度津町	白方小			1			(多度津小)	1 1
	豊原小			3			(多度津小)	3 3
	多度津小			9	9			9
	中央小			1			(善西部小)	1 1
善通寺市	西部小			3	3			3
	南部小			7	7			7
	東部小			4			(善西部小)	4 4
	童川小			2			(善西部小)	2 2
	筆岡小			3			(善西部小)	3 3
	与北小			1			(善西部小)	1 1
	吉原小			2			(善西部小)	2 2

市町名	学校名	主たる障害の状態			実施形態			実施校合計
		言語障害	言語障害・難聴	学習障害等	自校通級	他校通級	巡回指導	
観音寺市	觀音寺小	5	1	9	5	(柞田小) 3	(柞田小) 6 (聴覚支援) 1	15
	常磐小	2		6	6	(觀音寺小) 2		8
	高室小	1		6			(觀音寺小) 1 (柞田小) 6	7
	柞田小	2		6	6	(觀音寺小) 1	(觀音寺小) 1	8
	豊田小			5		(常磐小) 1	(大野原小) 1 (常磐小) 3	5
	栗井小	1					(觀音寺小) 1	1
	一ノ谷小	2		6	6	(觀音寺小) 1	(觀音寺小) 1	8
	大野原小			12	12			12
	豊浜小		1	7		(大野原小) 1	(觀音寺小) 1 (一ノ谷小) 2 (大野原小) 4	8
三豊市	山本小			14	14			14
	桑山小			1		(山本小) 1		1
	笠田小			4		(山本小) 3	(山本小) 1	4
	本山小	1		3		(山本小) 1 (觀音寺小) 1	(山本小) 2	4
	上高野小			1			(山本小) 1	1
	比地大小			2		(山本小) 1	(詫間小) 1	2
	上高瀬小	2		1			(觀音寺小) 2 (詫間小) 1	3
	勝間小			2		(山本小) 2		2
	下高瀬小			1		(詫間小) 1		1
	大見小			1		(詫間小) 1		1
	仁尾小			1		(詫間小) 1		1
	詫間小			10	10			10
	比地小			1		(詫間小) 1		1
	松崎小			1		(詫間小) 1		1
小学校合計		19	3	476	298	30	170	498

※他校通級の（ ）は、児童が在籍している学校

※巡回による指導の（ ）は、指導者が所属している学校

市町名	学校名	知的障害		肢体不自由		病弱・虚弱		弱視		難聴		自閉症・情緒障害		合計	
		学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数	学級	人数
多 度 津 町	四 簡 小	2	9							1	2	1	2	4	13
	白 方 小													0	0
	豊 原 小	1	5	1	1						2	10	4	16	
善 通 寺 市	多 度 津 小	1	3								1	5	2	8	
	中 央 小	1	3	1	1	1	1				1	3	4	8	
	西 部 小	1	3							1	1	2	4		
	南 部 小	1	2							1	3	2	5		
	東 部 小	1	2			1	1			1	2	3	5		
	与 北 小	1	1							1	1	2	2		
	竜 川 小	2	9					1	1	1	1	5	4	15	
	筆 岡 小	1	2							1	3	2	5		
観 音 寺 市	吉 原 小	1	1							1	2	2	3		
	観 音 寺 小	2	11	1	1	1	1			3	17	7	30		
	伊 吹 小											0	0		
	常 豊 小	1	6							3	16	4	22		
	高 室 小	1	1							1	5	2	6		
	柞 田 小	3	17			1	2			1	1	2	13		
	豊 田 小	1	8					1	1			1	7		
	栗 井 小	1	3	1	1							1	5		
	一 / 谷 小	1	3	1	1					2	16	4	20		
	大 野 原 小	3	18							2	12	5	30		
	豊 浜 小	2	11			1	3			1	2	2	11		
三 豊 市	山 本 小	1	5								2	12	3	17	
	財 田 小	1	8								1	3	2	11	
	桑 山 小	1	2					1	1			1	2		
	笠 田 小	1	3								1	4	2	7	
	本 山 小	1	3								1	7	2	10	
	上 高 野 小	1	1			1	1				1	3	3	5	
	比 地 大 小	1	3	1	1						1	3	3	7	
	二 / 宮 小	1	2								1	2	2	4	
	比 地 小	1	1								1	3	2	4	
	上 高 瀬 小	1	1								1	6	2	7	
	勝 間 小	1	4	1	1	1	1				1	5	4	11	
	麻 小	1	3	1	1						1	5	3	9	
	吉 津 小	1	2								1	4	2	6	
	下 高 瀬 小	1	3	1	1					2	13	4	17		
	大 見 小	1	3							2	10	3	13		
	仁 尾 小	1	5	1	1					1	4	3	10		
	曾 保 小											0	0		
	詫 間 小	2	9			1	1				2	14	5	24	
	松 崎 小	1	3							1	2	2	5		
小 学 校 合 計	188	865	45	47	55	76	9	9	25	31	261	1,440	583	2,468	

(4) 小学校特別支援学級卒業者の進路状況

(R6. 3. 31)

年 度	中学校特別支援学級	中学校通常の学級	特別支援学校中学部	その他の	計
26	131	17	44	0	192
27	104	19	43	0	166
28	148	24	43	0	215
29	117	23	58	0	198
30	109	21	55	1	186
元	182	33	45	0	260
2	203	43	49	0	295
3	182	44	36	0	262
4	220	49	50	0	319
5	277	46	41	0	364

(5) 中学校特別支援学級卒業者の進路状況

(R6. 3. 31)

年 度	就 職	進 学 等				その他の	計
		高等學校	高等専門学校	特別支援学校高等部	各種学校・職業訓練校		
26	1	68	0	39	0	5	113
27	2	92	0	64	0	6	164
28	3	91	0	51	1	4	150
29	1	96	0	47	0	3	147
30	2	76	0	62	1	2	143
元	1	112	1	58	0	10	182
2	1	99	1	43	6	10	160
3	2	134	1	47	18	5	207
4	2	129	0	42	20	12	205
5	3	164	3	32	26	12	240

4 特別支援学校の概要

(1) 学校一覧

学 校 名	障 壁 区 分	設 置 学 部	所 在 地 ・ 電 話 ・ F A X ・ ホ ー ム ペ ー ジ	○ 相 談 支 援 セ ン タ ー / □ 就 学 前 定 期 的 相 談 事 業
県立視覚支援学校	視覚障害	幼小中高 専攻科(理療)	〒760-0013 高松市扇町2丁目9番12号 TEL 087(851)3217 FAX 087(851)3289 https://www.kagawa-edu.jp/mogaku02/	○ 見えにくさと学びの相談センター □ 就学前定期的相談・指導事業「のびのび・えよ教室」
県立聴覚支援学校	聴覚障害	幼小中高	〒761-8074 高松市太田上町513番地1 TEL 087(865)4492 FAX 087(868)1480 https://www.kagawa-edu.jp/rogaku02/	○ きこえことばの相談センター □ 就学前定期的相談・指導事業「さんさん交流」
県立高松支援学校	肢体不自由	小中高 訪問 ※1	〒761-8057 高松市田村町1098番地1 TEL 087(865)4500 FAX 087(866)4916 https://www.kagawa-edu.jp/takayo02/	○ からだと学びの相談センター □ 就学前定期的相談・指導事業「さんさん交流」
県立善通寺支援学校	病弱	小中高	〒765-0001 善通寺市仙遊町二丁目1番2号 TEL 0877(62)7631 FAX 0877(62)3984 https://www.kagawa-edu.jp/zentyo02/	○ こころとからだの相談センター □ 就学前定期的相談・指導事業「わくわく教室」
県立小豆島みんなの支援学校	知的障害	小中 訪問 ※1	〒761-4301 小豆郡小豆島町池田1789番地 TEL 0879(61)3201 FAX 0879(61)3203 https://www.kagawa-edu.jp/syomusi01/	○ 学びと育ちの相談センター □ 就学前定期的相談・指導事業「わくわく教室」
県立香川東部支援学校	知的障害	小中高 訪問 ※1	〒769-2302 さぬき市長尾西475番地 TEL 0879(52)2581 FAX 0879(52)2597 https://www.kagawa-edu.jp/tohbuyu02/	○ 学びと育ちの相談センター □ 就学前定期的相談・指導事業「わくわく教室」
県立香川中部支援学校	知的障害	幼小中高 高等部分教室 ※2	〒761-8057 高松市田村町784番地 TEL 087(867)3522 FAX 087(866)4297 https://www.kagawa-edu.jp/chubuyu02/	○ 学びと育ちの相談センター □ 就学前定期的相談・指導事業「にこにこ教室」
県立香川丸亀支援学校	知的障害	小中高 訪問 ※1	〒763-0085 丸亀市飯野町東分592番地1 TEL 0877(24)1215 FAX 0877(24)7318 https://www.kagawa-edu.jp/maruyo02/	○ 学びと育ちの相談センター □ 就学前定期的相談・指導事業「青の山げんき教室」
県立香川西部支援学校	知的障害	小中高 訪問 ※1	〒768-0011 觀音寺市出作町字池下712番地 TEL 0875(25)1775 FAX 0875(25)9776 https://www.kagawa-edu.jp/seibuyu02/	○ 学びと育ちの相談センター □ 就学前定期的相談・指導事業「どろんこ教室」
香川大学教育学部附属特別支援学校	知的障害	小中高	〒762-0024 坂出市府中町字綾坂889番地 TEL 0877(48)2694 FAX 0877(48)0292 https://www.ed.kagawa-u.ac.jp/~tokusi/	特別支援教育相談事業「やまもも教室」

※1 訪問教育：障害のため通学して教育を受けることが困難な子どもを対象として、学校から教員を家庭等に派遣して行う教育です。

※2 小豆島みんなの支援学校内に設置

○相談支援センター：各特別支援学校のセンターとして相談支援教育のセミナーを行っています。
対応や研修会の開催等を行っています。

□就学前定期的相談支援事業：就学前の障害のある乳幼児及びその保護者を対象に、定期的に乳幼児向けの集団活動や研修会を開催しています。

(4) 都市別児童生徒数

(R6.5.1) (単位:人)

学校名 都市別	高松市	丸亀市	坂出市	善通寺市	觀音寺市	三豊市	さぬき市	東かがわ市	小豆郡	木田郡	香川郡	綾歌郡	仲多度郡	県外	計
小豆島みんなの支 援 学 校									16						16
香川東部支援学校	51	2	1	1		1	32	28		30			1		147
視覚支援学校	9	3	1								1			1	15
聴覚支援学校	16	5	1	1	1				1	1				1	27
香川中部支援学校	350				1				9	1		12			373
高松支援学校	60	5	5	1	2		2	2	2	3		3	3		88
香川丸亀支援学校		115	32	36								21	37		241
善通寺支援学校	11	34	1	25	11	12						5	15	3	117
香川西部支援学校					53	67									120
計	497	164	41	64	68	80	34	30	28	36	0	41	58	3	1,144
香大附属特別支援学校	11	7	28		1							9	1		57

(5) 通学の状況

(R6.5.1) (単位:人)

学 校 名	児童生徒数	单 独	付 添	スクールバス	寄 宿 舎	施 設	訪 間
小豆島みんなの支援学校	16	1	2	13			
香川東部支援学校	147	30	25	72			20
視覚支援学校	15	3	4		8		
聴覚支援学校	27	4	16		7		
香川中部支援学校	373	47	142	147	22	15	
高松支援学校	88	0	60	4	9	8	7
香川丸亀支援学校	241	49	38	152			
善通寺支援学校	117	10	75			32	
香川西部支援学校	120	19	36	64			1
計	1,144	163	398	452	46	75	10
香大附属特別支援学校	57	19	10	28			

(6) 寄宿舎の状況

(R6.5.1) (単位:人)

学 校 名	舍 生 数						寄宿舎指導員数	舍監数
	幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	計		
視覚支援学校	0	0	2	4	2	8	10	12
聴覚支援学校	0	3	3	1		7	9	10
香川中部支援学校	0	0	3	12		15	17	16
高松支援学校		0	2	7		9	10	13
計	0	3	10	24	2	39	46	51

(7) 訪問教育対象児童生徒数

(R6.5.1) (単位:人)

学 校 名	児 童 生 徒 数			
	小学部	中学部	高等部	計
小豆島みんなの支援学校	0	0		0
香川東部支援学校	0	0	0	0
高松支援学校	4	2	1	7
香川丸亀支援学校	0	0	2	2
香川西部支援学校	1	0	0	1
計	5	2	3	10

・対象児童生徒数の推移

(各年度 5月1日)

年 度	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
人 数	9	11	11	9	9	11	13	13	10	10

(8) 中学部卒業者の進路状況

令和5年度中学部卒業者の進路状況

(R6.3.31) (単位:人)

学 校 名	就職	進学等			施設等	その他の進路	計
		高等学校	高等部	各種学校等			
小豆島みんなの支 援 学 校	0	0	0	0	0	0	0
香川東部支援学校	0	0	11	0	0	0	11
視覚支援学校	0	1	2	0	0	0	3
聴覚支援学校	0	0	3	0	0	0	3
香川中部支援学校	0	0	38	0	0	0	38
高松支援学校	0	0	11	0	0	0	11
香川丸亀支援学校	0	0	17	0	0	0	17
善通寺支援学校	0	1	12	0	0	0	13
香川西部支援学校	0	0	11	0	0	0	11
香大附属特別支援学校	0	0	6	0	0	0	6
計	0	2	111	0	0	0	113
%	0.0	1.8	98.2	0.0	0.0	0.0	100

中学部卒業者の進路別生徒数（過去10年間）

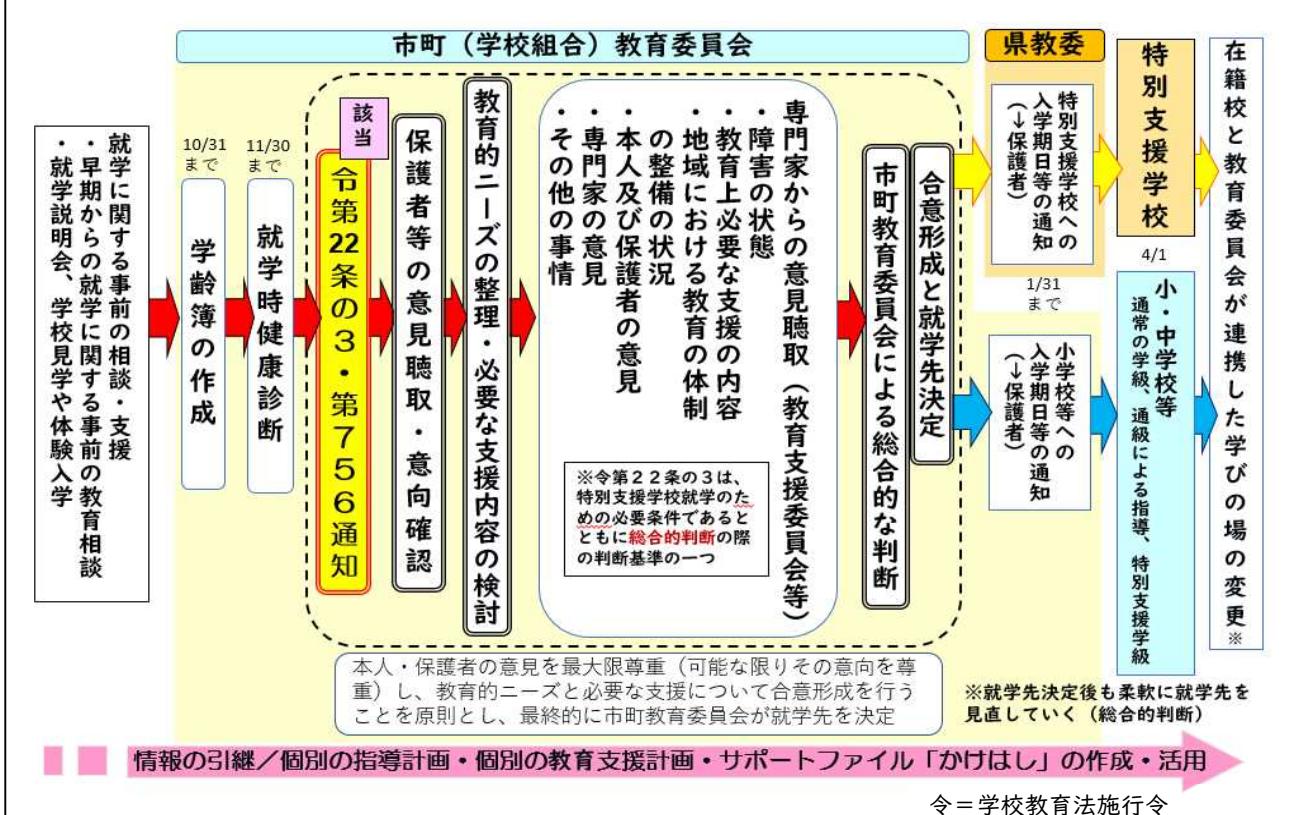
(各年度3月31日) (単位:人)

進路	年度	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
進 学	高等 学 校	1	1	2	3	0	4	1	0	2	2
	高 等 部	105	108	133	113	108	100	101	104	99	111
	各種学校等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福祉施設等		1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
就 職		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他		1	0	1	0	0	2	0	0	1	0
計		108	109	136	117	108	106	102	104	102	113

5 就学手続の解説

(1) 就学義務に関する事務手続

障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）



ア 学齢簿の作成

市町教育委員会は、毎年10月31日までに、10月1日現在において、その市町に住所の存する就学予定者について、あらかじめ学齢簿を作成する必要があります。

<学校教育法施行令第2条、学校教育法施行規則第31条>

イ 就学時健康診断

市町教育委員会は、学齢簿の作成後、11月30日までに（就学に関する手続きの実施に支障がない場合にあっては12月31日までに）、就学予定者の健康診断を行う必要があります。

<学校保健安全法施行令第1条>

ウ 市町教育委員会が「特別支援学校への就学が適当である」と認める者の就学手続き

- ① 市町教育委員会は、就学予定者のうち、本人及び保護者の希望や専門家からの意見聴取（教育支援委員会）等を踏まえ、学校教育法施行令22条3に規定する程度の障害があり、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備状況その他の事情を勘案して、その住所の存する県立特別支援学校に就学させることが適当であると認める者について、県教育委員会に対し、12月31日までに、その氏名及び特別支援学校に就学させる旨を通知し、併せて学齢簿の謄本を送付する必要があります。

<学校教育法施行令第11条第1項、第2項>

② 県教育委員会は、就学すべき特別支援学校、入学期日等について、その保護者に対し、1月31日までに通知します。同時に、当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校の校長及び当該児童生徒等の住所の存する市町の教育委員会に対し当該児童生徒の氏名及び入学期日等を通知します。

<学校教育法施行令第14条第1項、第2項、第15条>

エ 市町教育委員会が「特別支援学校への就学が適当である」と認める者以外の就学手続き
学校教育法施行令22条3に規定する程度の障害がある者（以下「視覚障害者等」という。）
を含め、市町教育委員会が「小・中学校への就学が適当である」と認める者について、保護者
に就学すべき小・中学校、入学期日等を1月31日までに通知する必要があります。

<学校教育法施行令第5条第1項第2項>

(2) 小・中学校から特別支援学校（小・中学部）への転学手続

ア 小・中学校に在学する学齢児童生徒で、視覚障害者等になった者があるときもしくは、その障
害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の
変化により、当該小・中学校に就学させることが適当でなくなったと思料するものがあるときは、
その小・中学校の校長は、速やかにその学齢児童生徒の住所の存する市町の教育委員会に対しそ
の旨を通知する必要があります。

<学校教育法施行令第12条第1項、第2項 第12条の2第1項>

イ 市町教育委員会は、アの通知を受けた学齢児童生徒について、本人及び保護者の希望や専門家
からの意見聴取（教育支援委員会）等を踏まえ、その住所の存する県立特別支援学校に就学させ
ることが適当であると認める場合、県教育委員会に対し速やかにその者の氏名を通知する必要が
あります。その時に、該当学齢児童生徒の学齢簿の謄本も併せて添付する必要があります。

<学校教育法施行令第12条の2 第2項>

ウ 県教育委員会は、イの通知を受けた学齢児童生徒について、その保護者に対し、就学すべき特
別支援学校、入学期日を通知します。<学校教育法施行令第14条第1項、第2項>

エ 県教育委員会は、ウの通知と同時に当該児童生徒等を就学させるべき特別支援学校の校長及び
当該児童生徒等の住所の存する市町の教育委員会に対し、当該児童生徒等の氏名及び入学期日を
通知します。<学校教育法施行令第15条>

(3) 特別支援学校（小・中学部）から小・中学校への転学手続

ア 特別支援学校に在学する学齢児童生徒で、視覚障害者等でなくなった者があるときもしくは、
その障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その
他の変化により、当該特別支援学校に就学させることが適当でなくなったと思料するものがある
ときは、その特別支援学校の校長は、速やかにその学齢児童生徒の住所の存する県教育委員会
に対しその旨を通知する必要があります。

<学校教育法施行令第6条の2、第6条の3>

イ 県の教育委員会は、アの通知を受けた学齢児童生徒について、その学齢児童生徒の住所の存する市町の教育委員会に対し、その者の氏名及び視覚障害者等でなくなった旨を通知します。

<学校教育法施行令第6条の2第2項、第6条の3第2項>

ウ 市町の教育委員会は、イの通知を受けた学齢児童生徒について、本人及び保護者の希望や専門家からの意見聴取（教育支援委員会）等を踏まえ、住所の存する小・中学校に就学させることが適當であると認める場合、その保護者に対し、速やかに小・中学校への就学通知をするとともに、同時に就学させるべき小・中学校の校長に対し児童生徒等の氏名及び入学期日を通知する必要があります。<学校教育法施行令第6条第3項、第7条>

(4) 区域外就学の手続

児童生徒等のうち市町教育委員会が「特別支援学校への就学が適當である」と認める者を、その住所の存する都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする特別支援学校が他の都道府県の設置するものであるときは当該都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該特別支援学校における就学を承諾する権限を有する者の就学を承諾する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町教育委員会に届け出る必要があります。<学校教育法施行令第17条>

ア 他の都道府県から本県の設置する特別支援学校に就学する場合

保護者は、本県教育委員会に区域外就学の願い出書を提出し、本県教育委員会の就学承諾書をその児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会に提出し、その市町村教育委員会を経由して、住所の存する都道府県の教育委員会に届け出る必要があります。

<学校教育法施行令第17条、第13条の2>

イ 他の都道府県等の設置する特別支援学校に就学する場合

主に病気治療のため、入院先の病院に併設している県外の肢体不自由や病弱の特別支援学校などに就学する場合は、その手続きについて、就学先の都道府県により異なり、添付する書類も（住民票や診断書、学齢簿等）異なることが多いため、事前に就学先の都道府県教育委員会に問い合わせが必要です。

(5) 中学校から県内特別支援学校の高等部に進学する場合

香川県内には、県立学校として、視覚障害者を対象とした視覚支援学校、聴覚障害者を対象とした聴覚支援学校、肢体不自由者を対象とした高松支援学校、病弱者を対象とした善通寺支援学校、知的障害者を対象とした香川東部支援学校、香川中部支援学校、香川丸亀支援学校及び香川西部支援学校が設置されています。また、知的障害者を対象とした香川大学教育学部附属特別支援学校も国立大学法人により設置されています。

それぞれの特別支援学校においては、障害に応じた特色のある教育課程を編成し、生徒の自立と社会参加をめざした教育が行われています。

中学校から、各特別支援学校の高等部に進学するためには、各特別支援学校に出願し、実施される入学者選考を受ける必要があります。出願資格や手続き、日程、選考方法等については、香川県立特別支援学校入学者選考要項等に定められています。（特別支援教育課と各特別支援学校のホームページに掲載されます。）

(6) 資料

表 就学関係参考法令 等

区分	特別支援学校 (学校教育法施行令第22条の3)	特別支援学級 (25文科初第756号通知)	通級による指導 (17文科初第1178号通知) (25文科初第756号通知)
視覚障害	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害	① 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの ② 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度であるもの	
肢体不自由	① 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの ② 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱・身体虚弱	① 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの ② 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	① 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの ② 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	
言語障害		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症・情緒障害		① 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの ② 主として心理的な要因による選択性かん默等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの 主として心理的な要因による選択性かん默等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障害			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意動欠性障害			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

6 関係資料

(1) 研究指定校等一覧

年 度	文 部 科 学 省 指 定 (※は県単独事業)	
	小・中学校	特別支援学校 (令和5年4月に校名変更)
27	<p>特別支援教育総合推進事業 県内全ての幼・小・中・高・特別支援学校</p> <p>〔発達障害理解推進拠点事業： まんのう町〕</p> <p>〔小・中・高等学校、特別支援学校体制整備充実事業： 事業：三木町立平井小学校、琴平町立琴平中学校、 県立観音寺中央高等学校、 県立高松養護学校、県立善通寺養護学校〕</p> <p>〔特別支援学校ネットワーク構築事業： 県立盲学校〕</p> <p>支援機器教材を活用した指導方法充実事業 〔県立高松養護学校、県立香川西部養護学校、県立聾学校〕</p> <p>発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期支援研究事業 〔知的特別支援学校の「学びと育ちの相談センター」に発達障害アドバイザーを配置 東かがわ市白鳥小学校、高松市立香東中学校、〕</p>	
28	<p>特別支援教育総合推進事業 県内全ての幼・小・中・高・特別支援学校</p> <p>〔インクルーシブ教育システム推進実践の研修推進事業： 丸亀市立垂水小学校、土庄町立豊島中学校、県立飯山高等学校、 県立香川中部養護学校〕</p> <p>〔通級による指導充実事業：高松市立高松第一小学校、多度津町立多度津小学校〕</p>	
29	<p>特別支援教育総合推進事業 県内全ての幼・小・中・高・特別支援学校</p> <p>〔インクルーシブ教育システム推進実践事業： さぬき市立造田小学校、綾川町立綾上中学校、県立三木高等学校、 県立香川中部養護学校〕</p> <p>〔通級による指導充実事業：高松市立高松第一中学校、善通寺市立西部小学校〕</p>	
30	<p>特別支援教育総合推進事業 県内全ての幼・小・中・高・特別支援学校</p> <p>〔インクルーシブ教育システム推進実践事業： 琴平町立琴平小学校、土庄町立土庄中学校、県立三木高等学校、 県立善通寺養護学校〕</p> <p>〔通級による指導充実事業：小豆島町立小豆島中学校、県立小豆島中央高等学校〕</p>	
元	<p>特別支援教育総合推進事業 県内全ての幼・小・中・高・特別支援学校</p> <p>〔実践推進校研究事業： 三木町立田中小学校、坂出市立東部小学校、県立高松養護学校〕</p> <p>〔通級による指導充実事業：小豆町立小豆島中学校、県立小豆島中央高等学校〕</p>	
2	<p>特別支援教育総合推進事業 県内全ての幼・小・中・高・特別支援学校</p> <p>〔実践推進校研究事業： 多度津町立四箇小学校、県立高松養護学校〕</p> <p>〔特別支援教育スキルアップ事業： 三木町立白山小学校、県立小豆島中央高等学校〕</p>	
3	<p>特別支援教育総合推進事業 県内全ての幼・小・中・高・特別支援学校</p> <p>〔実践推進校研究事業： 丸亀市立飯山北小学校、県立香川西部養護学校〕</p> <p>〔特別支援教育スキルアップ事業： さぬき市教育委員会、さぬき市立寒川小学校、さぬき市立さぬき南中学校、 県立小豆島中央高等学校〕</p>	
4	<p>特別支援教育総合推進事業 県内全ての幼・小・中・高・特別支援学校</p> <p>〔特別支援教育スキルアップ事業： 高松市立木太南小学校、高松市立木太中学校、県立高松商業高等学校、 県立小豆島中央高等学校(定時制)、県立笠田高等学校〕</p> <p>〔特別支援教育エリアサポート事業：(8中学校区) 東かがわ市白鳥中学校区、さぬき市立度中学校区、三木町立三木中学校区、 宇多津町立宇多津中学校区、丸亀市立南中学校区、多度津町立多度津中学校区、 善通寺市立東中学校区、三豊市立詫間中学校区〕</p>	

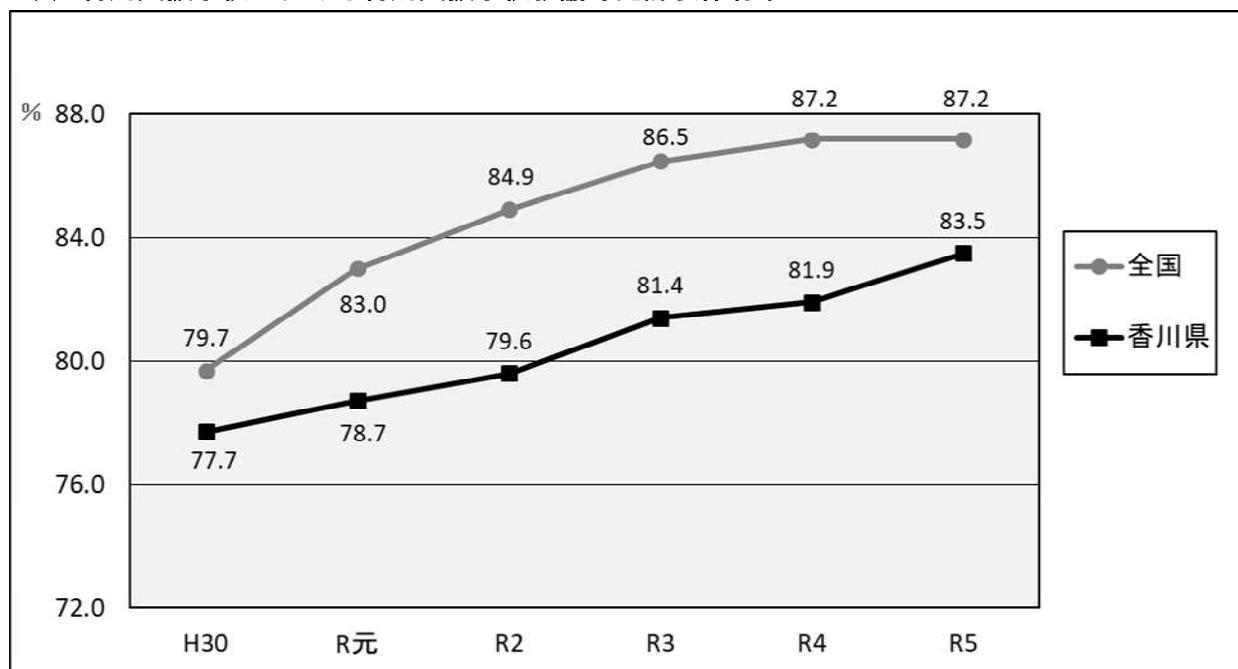
年 度	文 部 科 学 省 指 定 (※は県単独事業)	
	小・中学校	特別支援学校 (令和5年4月に校名変更)
5	特別支援教育総合推進事業 県内全ての幼・小・中・高・特別支援学校 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> 特別支援教育エリアサポート事業: (14中学校区) 東かがわ市白鳥中学校区、さぬき市立志度中学校区、さぬき市立長尾中学校区、 三木町立三木中学校区、高松市立龍雲中学校区、宇多津町立宇多津中学校区、 丸亀市立東中学校区、丸亀市立南中学校区、綾川町立綾川中学校区、 多度津町立多度津中学校区、まんのう町立満濃中学校区、 琴平町立琴平中学校区、善通寺市立東中学校区、三豊市立詫間中学校区 </div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> 特別支援教育エリアサポート管理職育成特区プログラム実施事業: (1中学校区) 三豊市立詫間中学校区 </div>	
6	特別支援教育総合推進事業 県内全ての幼・小・中・高・特別支援学校 <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> 特別支援教育エリアサポート事業: (8中学校区) 東かがわ市大川中学校区、さぬき市立長尾中学校区、高松市立山田中学校区、 高松市立龍雲中学校区、多度津町立多度津中学校区、綾川町立綾川中学校区、 まんのう町立満濃中学校区、三豊市立三野津中学校区 </div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> 特別支援教育エリアサポート管理職育成特区プログラム実施事業: (1中学校区) 高松市立龍雲中学校区 </div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> 通級指導教室（弱視）設置のための実証研究事業： 県立視覚支援学校、三豊市立桑山小学校 </div>	

(2)令和5年度 教員研修受講状況

派 遣 先 等		期 間	学校種	人 数
香川大学	香川大学大学院教育学研究科高度教職実践専攻 特別支援力開発コース	令和5年4月1日～令和6年3月31日	小学校 特別支援学校	2 1
	香川大学教育学部特別支援教室すばる	令和5年4月1日～令和6年3月31日	小学校 特別支援学校	1 1
独立行政法人 国立特別支援教育 総合研究所	発達障害・情緒障害・言語障害教育コース	令和5年9月6日～11月10日	小学校	1
	知的障害教育コース	令和6年1月10日～3月14日	特別支援学校	2
	視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース	令和5年5月8日～7月7日	特別支援学校	1
	交流及び共同学習推進指導者研究協議会	令和5年11月22日(オンライン研修)	特別支援教育課	1
	ICT活用に関わる指導者研究協議会	令和5年7月27日～28日	特別支援教育課	1
	特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会	令和5年8月22日(オンライン研修)	特別支援学校	1
社会福祉法人 日本ライトハウス	高等学校における通級による指導に関わる指導者研究 協議会	令和5年8月31日～9月1日	特別支援教育課 高校教育課	2
	教育関係者視覚障害リハビリテーション研修会	令和5年4月1日～令和5年9月31日	特別支援学校	1

研 修 名	期 間	受 講 者 数						合 計
		幼稚園・保育所	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	その他	
特別支援教育コーディネーター協議会	6日	86	137	55	28	17	/\	323
就学に関わる教育相談・支援体制構築に関わる協議会	夏季休業中	102	140	42	—	16	10	310
通級指導教室担当教員協議会	2日	/\	46	14	2	3	/\	65

(3) 特別支援学校における特別支援学校教諭等免許状保有率



(4) 免許法認定講習・認定通信教育（特別支援学校教諭）における開設科目等

令和5年度 免許法認定通信教育 開設科目	免許法施行規則 第7条の表区分	単位数	講習時間	受講者数	
				県内	県外
聴覚障害児の教育課程及び指導法	第2欄	1	16	78	—
特別支援教育の基礎理論	第1欄	1	16	73	—
視覚障害児の心理・生理及び病理	第2欄	1	16	68	—
病弱児の教育総論	第2欄	1	16	70	—

全科目で、オンラインによる講義を実施。

令和6年度 免許法認定講習 開設科目	免許法施行規則 第7条の表区分	単位数	講習時間
聴覚障害児の心理・生理及び病理*	第2欄	1	16
視覚障害児の教育課程及び指導法	第2欄	1	16
知的障害児の教育総論*	第2欄	1	16
重複・発達障害児の教育総論	第3欄	1	16

*オンラインによる講義を実施。

情報提供

- 文部科学省初等中等教育局 特別支援教育課ホームページ
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所ホームページ
<http://www.nise.go.jp/nc/>
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
インクルーシブ教育システム構築支援データベースホームページ
<http://inclusive.nise.go.jp/>
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育推進センターホームページ
<http://icedd.nise.go.jp/>
- 全国特別支援教育推進連盟ホームページ
<http://suishinrenmei.c.ooco.jp/>
- 香川県教育センターホームページ
<https://www.kagawa-edu.jp/educ01/>
- 香川県教育委員会事務局 特別支援教育課ホームページ
<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyou/tokubetsusien/>



香川の特別支援教育要覧 令和6年度

令和6年7月

編集 香川県教育委員会事務局特別支援教育課
〒760-8582 高松市天神前6番1号

香川県天神前分庁舎

電話 (087) 832-3756・3757

FAX (087) 806-0232

E-mail tokubetsushien@pref.kagawa.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/tokubetsusien/>



※本要覧は、当課ホームページよりダウンロードできます。